

平成18年度第3回市史編さん審議会会議録

- 1 日時 平成18年11月10日(金)
午後2時から午後3時40分まで
- 2 場所 中央図書館会議室
- 3 出席者等
審議会委員
栗山秀純会長 堀部昭夫副会長 家山和夫委員
小川浩委員 下津谷達男委員 青木更吉委員
村田一二委員 山田友治委員 松本好夫委員
(欠席：鈴木仲秋委員)
事務局
鶴田生涯学習部長 鈴木博物館長
川根博物館次長 横尾副主査
傍聴者 なし
- 4 議題等
(1)平成18年度市史編さん事業(中間)報告について
(2)流山市史の刊行に係る編集体制について(答申)
(3)流山市史編さんに係る指針(案)について

5 議事要旨

(事務局)

只今より、平成18年度第3回市史編さん審議会を開催させていただきます。
これより議題に入りたいと思います。進行は条例第6条によりまして会長に
お願いしたいと思います。

(議長)

本日は議題が3件ございます。(1)平成18年度市史編さん事業(中間)報
告について事務局から説明を願います。

(事務局)

平成18年度現在までの事業中間報告をさせていただきます。

(1)古文書講座について

6月 4日(日)	解読入門1	41名参加
6月18日(日)	解読入門2	33名参加
7月 2日(日)	解読入門3	32名参加
7月30日(日)	解読入門4	25名参加

延べ参加者数131名

講師：野田市教育委員会 社会教育課 猪股寛氏

治水に係る支配関係文書をテキストとした

(2)資料収集保管等について

収蔵資料のデータベース化作業の実施中

西平井の旧家より古文書を受贈

(3) 市史等刊行事業について

前回まで審議会にて(仮題)であった刊行図書名を『流山の歴史』として決定させていただきたい。

当初予定の近世資料掲載による日本史との比較は勿論、年鑑要素に加え、残部僅少である『流山のむかし』も取り入れていきたい。

今後、後にご協議願う指針に基づいて編集委員会を設置したい。

(4) その他

配布資料作成後に、講師派遣依頼が2件あり、対応する方向である。

以上

(議長)

中間報告について一括で質問のある方はお願いします。

(事務局)

(3)の市史等刊行事業について補足いたします。

『流山の歴史』とのタイトルを付けました図書の件ですが、前回、次期の五ヶ年計画に位置付けをして、平成22年度以降の刊行を予定しているとの報告をさせていただいておりました。先程説明のありました『流山のむかし』を取り込む件ですが、流山のガイドブックでありますこの本は平成元年に改訂版を出した後、残部も少なくなり、新たに掲載すべく内容があるため、当初の予定図書に盛り込む予定です。また、予算確保は確実ではありませんが、決定すれば以後3ヶ年での刊行になります。既に刊行してまいりました、市史資料編や通史等の専門性の濃いものよりは、中学生以上が活用できるものとする方針は前回から変わっていません。

(委員)

西平井の旧家文書は近世資料でしょうか。

点数や主な内容はわかりますか。

(事務局)

近世資料です。点数及び内容は、整理中につき申上げられません。破損を防ぐ状態で保管し、順次整理する予定です。点数は箱単位となってしまいます。

(議長)

他にご質問無ければ次の議題に入ります。

(2)流山市史の刊行に係る編集体制について(答申)ですが事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議題(2)答申案について読み上げさせていただきます。

案文読み上げ

委員による意見をまとめ、次のとおり決定した

流山市史の刊行に係る編集体制について(答申)

平成18年5月16日付け流教博第20号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

流山市史編さんに係る編集体制について、現状と課題を観点として審議した結果、今後は下記の改善をもって、市史等の刊行にあたることを求めます。

市史編さんの意義や目的を改めて明確にして、市史の刊行に努めること。

刊行に係る編集作業を効率的かつ公平に処理するために、市史編さん審議会条例に定めるものの他に編集要綱等を制定して、編集に関わる組織を設置すること。

なお、『流山市史研究』の刊行については、一般公募原稿の採用等、市史とは異なる要素があるので、別の編集基準等を定めてこれにあたる。

(議長)

次に議題(3)流山市史編さんに係る指針(案)について事務局からお願いします。

(事務局)

議題(3)流山市史編さんに係る指針(案)について説明申し上げます。

指針案・市史編さん編集委員会運営要綱・市史研究編集基準・市史研究原稿投稿基準の案文読み上げ

委員による意見をまとめ、次のとおりとなるが、細部については事務局が再度検討して作成することとなる。

流山市史編さんに係る指針(案)について

1 流山市史編さんの意義

流山市史は、流山の歴史を明らかにすることにより、先人が築き、守り育んできた郷土の歴史を尊重し理解を深めるとともに、市民生活の豊かな発展と、文化の向上に資するものである。

2 市史編さんの目的と刊行物

(1) 目的

流山市史は、流山市内の記述にとどまらず、日本の歴史や文化の中に流山を位置付けることにより、具体的な流山の歴史を明らかにするとともに、客観的な視点に立った分かりやすく親しみやすい内容として、市民の活用に供するものである。

(2) 刊行物

流山市史はこれまで、市内等に残された資史料を収録した『流山市史資料編』及び、これを基礎資料として流山の歴史を総合的に叙述した『流山市史通史編』を刊行してきた。引き続き、市民の学習意欲に応えるための市史を刊行していく。

3 市史編さんに係る組織と委員

(1) 組織

市史の刊行は、次に掲げる組織がこれに当たる。

ア 流山市史編さん審議会

流山市史編さん審議会（以下「市史編さん審議会」という。）は、教育委員会の附属機関として条例により設置され、市史編さんの基本的事項について調査審議を行い、教育委員会に答申し、又は建議する。

イ 流山市史編さん編集委員会

流山市史編さん編集委員会（以下「市史編さん編集委員会」という。）は、市史の監修者を設置した場合の監修者・執筆者及び事務局職員で構成する。

また、助言者として専門分野の知識を有する者をこれに加えることが可能で、市史の執筆原稿の内容を確認するとともに、編集に当たる。

なお、会議の運営は別に定める「流山市史編さん編集委員会運営要綱」によるものとする。

(2) 委員

市史の刊行に係る組織には、次に掲げる者がこれに携わる。

ア 流山市史編さん審議会委員

流山市史編さん審議会条例（昭和56年3月31日条例第15号）にて委嘱された者。

イ 監修者

市史の刊行に当たっては、監修者を委嘱することができる。

監修者は、市史に関する執筆の指導及び助言を行い、市史の監修に当たる。

ウ 執筆者

執筆者とは、市との執筆委託契約による原稿の執筆者、事務局長が認める市の職員をいう。執筆者は事務局から提示された基本的構成に基づいて執筆する。

エ 専門知識を有する者

執筆された原稿について、指導及び助言を行うと共に編集作業に携わるために、専門知識を有する者を事務局長の判断で委嘱することができる。

オ 事務局の職員

市史の刊行における事務局は博物館とし、事務局長は博物館長がこれに当たる。事務局職員は、刊行計画、具体的刊行物の基本的事項を策定し、市史編さん審議会に意見を求める。

また、重要事項については市史編さん審議会へ諮問し、その答申を尊重しながら決定する。

市史編さん審議会及び市史編さん編集委員会の会議録は作成・保存し、原則として公開とする。ただし、個人情報加わる場合はこの限りでない。

4 その他の刊行物

『流山市史研究』の刊行については、別に定める「流山市史研究編集基準」及び「流山市史研究投稿基準」によるものとする。

5 本指針の適用

本指針は、平成19年度以降に刊行を計画している流山市史の刊行物から適用する。

流山市史編さん編集委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市史刊行を円滑に遂行するため、流山市史編さん審議会条例(昭和56年3月31日条例第15条)に定めるもののほか、必要事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 流山市史編さん業務の任務を遂行するため、市史編さん編集委員会を設置する。

(組織)

第3条 編集委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

(1) 監修者(全体を統括する者)

(2) 執筆者

(3) 専門知識を有する者(原稿の指導・助言をする者)

(4) 事務局職員

(会議)

第4条 会議は必要に応じて随時開催する。

会議の長は、監修者を委嘱した場合は監修者がこれにあたり、その他の場合は委員の互選によりこれを務める。

(任期)

第5条 委員の任期は市史刊行をもって満了とする。

『流山市史研究』編集基準

- 1 『流山市史研究』(以下『市史研究』という。)は流山を中心とした地域の歴史、民俗、産業、自然等に関する研究成果を掲載し、学術及び文化の発展に寄与することを目的として発行する。
- 2 『市史研究』は流山市史の執筆者による調査研究、資料収集などの成果を掲載することを優先するが、一般市民等による1の目的に合致する論考、研究ノート、資料紹介など(以下「論文等」という。)は別に定める投稿基準により、掲載する。
- 3 『市史研究』に掲載する論文等は、博物館長を委員長とする市史研究編集委員会によって審査する。編集委員長は、審査に当たり博物館外の有識者に意見を求めることができるものとし、公平性を保つように努める。編集委員は、博物館職員が当たる。
- 4 編集委員長及び編集委員は、職員がその職にある期間を任期とする。
- 5 『市史研究』の投稿原稿に関しては、掲載の採否、提出期限、責任校正の回数など、投稿基準を厳守すること。
- 6 『市史研究』の編集に当たっては、高い専門性、明快な論理性を保ち、市民にとって有意義なものとする。

『流山市史研究』原稿投稿基準

- 1 『流山市史研究』(以下『市史研究』という。)は、流山を中心とした地域の歴史、民俗、産業、自然等に関する研究成果を掲載し、学術及び文化の発展に寄与することを目的として発行します。この趣旨に合致し、投稿基準に沿う、学術論文、研究ノート、資料紹介などであれば、どなたでも投稿できます。
- 2 投稿された原稿は、基準に沿うものでなければ掲載しませんが、流山市立博物館から執筆を依頼した原稿、教育委員会主催事業による原稿は、この限りではありません。
- 3 原稿は未発表のものであり、写真、図版そのほかを転載して使用する場合は、投稿者がその許諾などの手続きを完了していることを条件とします。
- 4 投稿された原稿は、市史研究編集委員会で査読し、採否を決定します。
- 5 執筆者校正は初校と最終校をお願いします。
- 6 不採用となった原稿はお返しいたしますが、採用原稿及び図版類は原則として返却いたしません。
- 7 投稿原稿の執筆謝礼は、お支払いいたしません。また、本誌5冊を執筆者に贈呈します。

(議長)

市史編さんに係る指針・市史編さん編集委員会運営要綱・市史研究編集基準・市史研究原稿投稿基準と、皆様から多くのご意見を頂戴しましたが、最終の制定に向けてはより多くの事例を参考にして事務局で進めていただきたいと思います。

その他、何かございますか。本日もいろいろ貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

では、最後に市史編さん審議会の答申を教育委員会へ提出したいと思います

～会長、答申書を読み上げ生涯学習部長へ～

以上で本日の議題を終了いたします。

(事務局)

その他になりますが、連絡がございます。今後の審議会の予定でございますが、本年度につきましては、本日の3回目をもって終了の予定でございます。

来年度も3回の会議をお願いしたいと考えており、4月に入りましたら1回目を開催したいと思います。本日の議題にもございました、市史の刊行についてが主な議題となると思いますが、具体的には今後庁内での検討を経てからとなります。

本日は長時間のご審議ありがとうございました。